新潟県	四、一二二人
山梨県	一、六六〇人
長野県	三、三七九人
静岡県	六、一七〇人
富山県	一、九三一人
石川県	一、九六九人
福井県	一、七二五人
岐阜県	三、四六六人
愛知県	一三、一八九人
三重県	三、〇二一人
滋賀県	二、二三三人
京都府	六、四一一人
大阪府	二〇、八八四人
兵庫県	一一、六六一人
奈良県	二、四四八人
和歌山県	二、一三三人
鳥取県	一、二一三人
島根県	一、五〇七人
岡山県	三、四四一人
広島県	五、〇五九人
山口県	三、〇八四人
徳島県	一、五二九人
香川県	一、八三四人
愛媛県	二、四一九人
高知県	一、五九〇人
福岡県	一〇、八〇九人
佐賀県	一、六九四人
長崎県	三、〇二一人
熊本県	三、〇二五人
大分県	二、〇五三人
宮崎県	二、〇〇一人
鹿児島県	二、九九七人
沖縄県	二、六四一人

別表第三第一号中「埼玉県警察」の下に「、千葉県警察」を加え、同表第二号中「埼玉県警察」の下に「、千葉県警察」を加え、同号の表埼玉県、神奈川県、愛知県、兵庫県及び福岡県の項中「埼玉県」の下に「、千葉県」を加え、同号の表東京都及び大阪府の項中「一、〇〇〇分の二七」に、「一、〇〇〇分の五七」を「一、〇〇〇分の五九」に、「一、〇〇〇分の六〇二」を「一、〇〇〇分の五九八」に改める。

附　則

この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

警察庁組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第百三十七号

警察庁組織令の一部を改正する政令

内閣は、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第二十六条第三項及び第三十一条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

警察庁組織令（昭和二十九年政令第百八十号）の一部を次のように改正する。

第二条の次に次の一条を加える。

（サイバーセキュリティ・情報化審議官）

第二条の二　長官官房に、サイバーセキュリティ・情報化審議官一人を置く。

2　サイバーセキュリティ・情報化審議官は、命を受け、警察庁の所掌事務に関するサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。）の確保並びに情報システムの整備及び管理並びにこれらと併せて行われる事務の運営の改善及び効率化に関する企画及び立案に関する事務並びに関係事務を総括整理する。

第三条第一項中「五人」を「六人」に、「二人」を「三人」に改める。

第五条第一項中「五人」を「六人（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。）」に改める。

第四十七条第二項中「東北管区警察局」の下に「、中部管区警察局」を加える。

附　則

この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎